

実施目標 1 住民主体による地域福祉活動・生活支援を推進します

現況と課題

- 少子高齢化の進行や働き方の多様化などの生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相が大きく変容する中、社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題が顕在化しています。
- 生活課題の対応に当たっては、公的なサービスだけでなく、支え合いの理念に基づく住民の活動によって社会関係の維持・回復を図る取組や互いに支え合う地域づくりが不可欠です。
- 地域では、「見守り・支援を受けることを拒否される場合がある」、「担い手となってくれる人が不足している、見つからない」、「個人情報保護により、住民・ボランティア間の情報共有が難しい」などの課題があります。
- 改正介護保険制度により、専門職を中心とするシステムから地域福祉の考え方や方法を取り入れた地域包括ケアシステム(*)へと変化しつつあります。

地域住民

要支援者と社会とのつながりを再構築（地域において、最も身近な支援者として、ニーズの発見、見守り・支え合い活動）

地域福祉推進基礎組織（*地区社協等）

- 地域の住民同士、異世代間、とりわけ地域社会から疎外されがちな人との「出会いの場」づくり
- 住民の気づきを促し、「共に考える場」づくり
- ともに福祉活動を進める「協働の場」づくり（小地域ネットワーク活動*）

今後の方向性
（めざす姿）

- 制度では対応しきれない生活課題に対し、住民が自らの問題であると認識し、住民間で共有し解決に向かう仕組みがある。
- 支援を必要としている人も含め、誰もが互いに支え合いながら、自らの特性・能力や希望に応じて、様々な形で積極的に社会参加・貢献することができる。

民生委員・児童委員

「自分で自分を助けられない人」を発見し、見守り、適切な時期に必要な手立てにつなげる（地域福祉推進の要）

社会福祉法人

地域における様々なニーズに幅広く対応（開拓性・先駆性・創造性を発揮し、社会福祉事業だけでなく、制度の狭間にある課題に対し柔軟な支援を行う）

市町行政・社協

- 地域の生活課題を住民へ投げかけ、共に考える場のしかけ
- 住民の地域福祉活動への参加機運の醸成
- 重層的な圏域の設定、活動の拠点や活動資金の確保
- 活動の核となる人材の確保
- 課題意識を持った住民の組織化
- 他組織・団体と地域の生活課題の共有化

第3次計画の取組と課題

- 地域特性の異なる3地域をモデル指定し「“地域の福祉力”推進モデル事業」を実施
(主な成果)
 - ・ 地域福祉推進に係る住民の組織化
 - ・ 住民、関係者による重層的な見守り活動の実施
 - ・ 福祉事業者と協働による総合相談・経済的支援の仕組みの創設
⇒**県社協として継続的な関わりが必要**
- 居場所(*)づくりの段階的な推進
 - ・ 県内の取組状況等の調査(H22 県内調査、H23 効果に係る調査)
 - ・ 居場所づくりの啓発、県内外の取組・実践等の共有化(シンポジウムの開催 H23・24)
 - ・ 居場所の担い手(運営者・協力者)の養成(実践者養成研修の実施 H24～)
 - ・ 居場所の立上支援(専門家派遣、プレゼンテーション事業)
 - ・ 居場所の実践者や立上希望者等の連携促進(実践者交流会の実施)
⇒**歩いていける範囲に気軽に集える場所を設置することが必要**
- サロン運営者の支援(運営課題・課題解決に向けた取組等の共有化)
- 地域包括ケアシステムに係る専門職連携の強化(地域包括ケアに関する提言 H23)
- 県内外の先進事例の収集・提供及び各種基金の有効活用(戦略的重点化)⇒子育て支援等
 - ・ 「静岡県における地域福祉活動の事例集(H23)」、「見守り活動(社会的孤立防止)に関する事例集(H24)」の作成
- 災害時対応を通じた地域づくり
 - ・ 災害時支援活動あり方検討会の設置(H23～)
 - ・ 関係者と協働によるシンポジウムの開催(H23～)
 - ・ 災害時の地域再生に係る社協の決意表明(H24)
 - ・ 県災害ボランティア支援センターに関する県知事への提言(H24)⇒県地域防災計画に反映
 - ・ 日本青年会議所静岡ブロックと「災害時における協力に関する協定」の締結(H25)
 - ・ 災害における社協アクションプランの作成(H26)
 - ①災害ボランティア体制の整備、②生活支援業務の強化(生活相談員の養成等)、③社協機能・地域福祉の再生・創出
 - ・ (株)ニッポンレンタカー東海と災害時における自動車の提供に関する協定締結(H26)
 - ・ 福祉避難所(*)の設置促進(H25 研修を県から受託)
 - ・ 災害福祉広域支援ネットワーク(専門職派遣)⇒**システムの構築が必要**

推進

地域の生活課題に対し、市町社協をはじめ、地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕

地域福祉推進基礎組織(*地区社協等)

- 地域の住民同士、異世代間、とりわけ地域社会から疎外されがちな人との「出会いの場」づくり
- 住民の気づきを促し、「共に考える場」づくり
- とともに福祉活動をすすめる「協働の場」づくり

日常



県行政

- 総合的なコミュニティ施策の実施
- 公的な福祉サービスの提供と地域福祉活動の基盤整備（地域福祉計画の策定）
- 市町間で格差が生じないよう支援・調整

県

- 1 居場所づくりの推進（担い手養成、立上支援、利用促進、空き家等資源の開発）
⇒ 5年間で各中学校区に1か所(県内250地区)の設置
- 2 生活支援サービスの活性化（担い手養成、立上支援、県域における関係者の組織化）
⇒ 県内外の実践事例：5年間で100件を収集・紹介
- 3 小地域福祉活動の活性化（モデル事業の実施、先進事例の収集・提供）
⇒ 県内外の地域福祉の実践事例：5年間で100件を収集・紹介
- 4 子育て支援団体間の連携・協働の促進(地域交流会の開催)
- 5 子どもの貧困対策の推進（重点プロジェクト）
⇒運営協議会(仮称)の設置、モデル事業の直接実施
- 6 民生委員・児童委員活動への支援（基本目標1-実施目標2）
- 7 多文化共生(*)の推進（多文化ソーシャルワーカー(*)の育成、意識啓発活動の推進）

方 策

域住民や民生委員・児童委員、関係機関・団体など
組みづくりに取り組みます。

生活圏域

地域福祉を推進するために必要な条件と整備方策

- 住民主体を確保する条件があること
- 地域の生活課題発見のための方策があること
- 適切な圏域を単位としていること
- 地域福祉を推進するための環境
(情報の共有、活動の拠点、地域福祉のコーディネーター、活動資金)
- 核となる人材

市町社協

- 地域の生活課題の把握、住民とともに考える場のしかけ
- 住民の地域福祉活動への参加機運の醸成
- 活動の核となる人材の確保
- 課題意識を持った住民の組織化
- 地域コミュニティ等の組織や NPO 団体との生活課題の共有化

市町行政

- 総合的なコミュニティ施策の実施
- 公的な福祉サービスの提供と地域福祉活動の基盤整備 (*地域福祉計画の策定)



社会福祉法人
(社会福祉事業所)



- 重層的な圏域設定
- 活動の拠点づくり
- 活動資金の確保
- 核となる人材づくり

市 町 域

- 広域的・専門的な課題に対応
- 市町間の連携
- 県内外の先進事例の収集・提供による普及促進
- 地域福祉に関する情報の発信

県 域

社 協

- 障がいの種別を越えた関係機関・団体の連携・協働の促進
⇒推進協議会(仮称)の設置
 - 地域福祉の担い手の育成 (基本目標 1 -実施目標 2)
 - 災害時要援護者支援体制の強化
 - 災害における社会福祉協議会アクションプランの推進
 - 災害ボランティア体制の整備、②生活支援業務の強化
(生活相談員の養成等)、③社協機能・地域福祉の再生・創出
 - 県災害ボランティア本部・情報センター(*)の機能強化
 - 災害時福祉広域支援ネットワークの構築
- ⇒福祉専門職派遣チーム(福祉版 DMAT)の組織化
(福祉)避難所、在宅への福祉専門職チーム派遣の仕組みづくり

実施目標 2 支援を必要とする住民の地域生活を支えます

現況と課題

- 経済的な課題と社会的孤立は密接に関係し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある人が増加し、必要な支援に繋がれない人々が地域で潜在化しています。
- 家族機能や既存の地域組織が縮小し、親族や地域の繋がりが希薄化する中で、公的なサービスだけでは解消できない複合的な課題を抱える世帯が増加しています。（平成 26 年度県社協調査において、権利擁護(*)を必要とする人は少なくとも 22,000 人いることがわかりました）
- 介護保険制度をはじめ、公的福祉サービスが整備され、多くのサービス提供を担う専門職が誕生しましたが、事業者や専門職間の継続的な連携を図る仕組みが十分ではありません。

今後の方向性(めざす姿)

- 生活課題を抱えて生活する世帯に近隣住民が気付き、必要に応じた支援や相談支援機関につなげることができる。
- 個別支援を通じて把握した地域の生活課題ニーズに対して、地域づくりの主力として住民が主体的に取り組むことができる。
- 生活課題に取り組む組織・団体が、それぞれの特色を活かした連携・協働した取り組みが展開できる。
- 社協の持つ日常生活自立支援事業(*)や生活福祉資金貸付事業(*)等の既存事業と、行政施策としての生活困窮者自立支援制度(*)や権利擁護体制等との相乗的かつ効果的な取り組みを行うことができる。

県社協の役割

市町社協・福祉事業者等が、制度を有機的に連携させ、地域に密着した支援活動を行うことができるよう環境整備の推進

第3次計画の取組と課題

○ 生活困窮者自立支援の仕組みづくり

- ・平成 27 年度から始まる生活困窮者自立支援制度(*)では、市町社協の参画(事業受託)が期待
- ・生活困窮者により抱える課題が異なり、かつ、複雑で多岐にわたるため、既存サービスの活用や必要なサービス開発に向けた横断的なつながりが必要
- ・生活福祉資金借受者に対し、貸付・償還相談にとどまらない就労支援等を含めた総合的な支援を行うことが必要

○ 権利擁護体制の構築の推進

- ・平成 24 年度に日常生活自立支援事業(*)において全市町社協を基幹型化
⇒ 当該事業にとどまらない地域福祉と権利擁護の視点を持った支援体制の整備
- ・権利擁護を必要とする人の実態が十分に把握できていないことから、平成 26 年度「成年後見制度等に関する実施・実態把握調査」を実施 ⇒ 調査結果を活かした多機関・多職種と連携した取組が必要
- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度(*)ともに利用希望者の増加に対し、十分な対応ができていない状況が慢性化 ⇒ 今後の急速な需要の増加への対応（体制整備）
⇒ 市町行政、市町社協、地域の関係者の共通理解による総合的な権利擁護の体制整備を積極的に推進(市町社協の市民後見人(*)養成、受け皿機能となる法人後見等への取組を強化)

○ 行政・各関係機関、団体種別協議会、職能団体との連携・協働の促進

- ・「健康福祉推進ネットワーク会議」を定期的に開催し、「地域包括ケアに関する提言」（平成 23 年 11 月）を行う等、医療・保健・福祉・介護関係職能団体 16 団体が一丸となって取り組むことを確認
⇒ 県内保健医療福祉圏域、市町域での取組に温度差(地域の実情に応じた取組を推進)

推進方策

深刻な生活課題を抱えている人々に対し、市町社協・福祉事業者等と関係機関が連携・協働し、自らの力を引き出して課題解決に導き、社会的な孤立防止、経済的困窮状況からの脱却に取り組みます。

また、個別課題への支援を通し、新たな住民のつながりの再構築を支援する等の地域づくりに努めます。

市町社協・社会福祉事業者

- 生活困窮者自立支援制度と連携した多彩な取組
- 生活福祉資金貸付事業の持つ相談・支援機能(借受者への自立支援)の活用
- 権利擁護を必要とする人や地域のニーズ把握と支援体制の構築
 - ・関係者との連携・協働による権利擁護ニーズへの対応
 - ・市町行政とのパートナーシップによる権利擁護体制の構築
- 市町社協、地域の社会福祉施設、ボランティア、NPO、住民活動等が連携・協働した参加と自立の支援
- 介護保険制度における生活支援サービスの取組

連携

地域包括ケアの構築

協働



県社協

○ 生活困窮者の理解促進と自立支援の仕組みづくりへの支援

- ・「ふじのくに生活困窮者自立支援コンソーシアム」による郡部の広域実施
- ・生活困窮者支援に取り組む組織・団体のつながりづくり(連携・協働の場の設置)
- ・生活福祉資金貸付事業を活用した生活困窮世帯への自立支援
 - ⇒支援機関・団体連絡会の開催、先駆的取組事例の収集・共有、評価・検証



○ 権利擁護体制の構築の推進(重点プロジェクト)

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度を中心とした権利擁護の推進を目的とする多職種・多機関による協議の場の設置
- ・県とのパートナーシップのもと、権利擁護に係る啓発や関係者の知識習得のため、多職種・多機関と連携した取組の展開
- ・地域に根ざした市町社協の権利擁護への取組に対する積極的な支援
 - ⇒関係機関との協議の場の設置・広域連携への取り組み支援
 - (参考) 25「成年後見制度等に関する実施・実態把握調査」実施、調査報告作成

○ 行政・各関係機関、団体種別協議会、職能団体との連携・協働の促進

- ・地域包括ケア推進に向けた保健・医療・福祉・介護の専門職連携の強化(健康福祉推進ネットワーク会議)
- ・生活支援サービスの活性化(担い手養成、立上支援、県域における関係者の組織化)
 - ⇒県内の実践事例：5年間で100件を収集・紹介(基本目標2-実施目標1)
- ・社会福祉事業者の実効性のある苦情解決の仕組みの確立と「福祉サービス運営適正化委員会(*)」機能の強化
 - ⇒社会福祉法人の苦情解決研修会受講率5年間で100%(第三次計画42.5%)
- ・福祉サービス第三者評価事業(*)の推進